

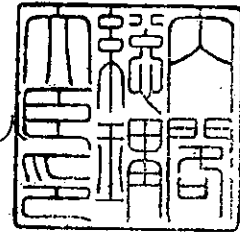


取 物 第 1 2 3 号
平成 2 3 年 3 月 1 1 日

消費者委員会

委員長 松本 恒雄 殿

内閣総理大臣 菅 直人



特定商取引に関する法律施行令の一部改正について（諮問）

特定商取引に関する法律施行令（昭和 5 1 年政令第 2 9 5 号）の改正について、下記事項に関し御審議いただきたく、特定商取引に関する法律（昭和 5 1 年法律第 5 7 号）第 6 4 条の規定に基づき諮問します。

記

特定商取引に関する法律第 2 6 条第 1 項第 8 号ニに規定する適用除外の対象として政令で定められている商品の販売又は役務の提供に関し、別紙の業務を規定するため、特定商取引に関する法律施行令別表第二（第 5 条関係）等の改正を行うことについて

対象となる業務

- (1) 認可特定保険業者による特定保険業及び保険代理業（保険業法）